

証券コード 6066  
2021年8月16日

## 株主各位

千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21  
株式会社新東京グループ  
代表取締役社長 吉野勝秀

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができます。事情ご勘案の上、議決権行使につきましては、可能な限り書面（郵送）による事前行使を後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会日直前の営業時間の終了時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

### 記

1. 日 時 2021年8月31日（火曜日）午前10時30分

2. 場 所 千葉県松戸市千駄堀646番地の4  
森のホール21 3階 「大会議室」

### 3. 目的事項

報告事項 第9期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案 取締役1名選任の件

第2号議案 上場廃止申請の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mr-shintokyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

### 事 業 報 告

(2020年6月1日から)  
(2021年5月31日まで)

#### 1. 会社の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大により、緊急事態宣言の発令等の影響により経済活動が抑制され、企業収益や個人消費に弱さが見られる等、厳しい状況で推移しました。

当社グループの主要顧客となる建設業界においても、新型コロナウイルス感染症による感染再拡大の影響が懸念されており、先行き不透明な状況であります。

このような経済状況の中、当事業年度における売上高は208,800千円（前年同期比変動なし）、営業利益は47,889千円（前年同期比5.3%減）、経常利益は692,368千円（前年同期は36,443千円の経常利益）、当期純利益は720,956千円（前年同期は32,852千円の当期純利益）となりました。

###### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

###### ③ 資金調達の状況

当社の所要資金は自己資金、借入金により調達しております。当事業年度末の有利子負債残高は、150,000千円となりました。

###### ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区分	第6期 (2018年5月期)	第7期 (2019年5月期)	第8期 (2020年5月期)	第9期 (当事業年度) (2021年5月期)
売上高(千円)	230,640	220,320	208,800	208,800
経常利益(千円)	64,826	61,949	36,443	692,368
当期純利益(千円)	63,006	20,929	32,408	720,956
1株当たり当期純利益(円)	12.72	4.35	6.74	153.92
総資産(千円)	1,960,251	1,880,045	810,216	1,249,555
純資産(千円)	534,189	555,118	587,527	1,045,961
1株当たり純資産額(円)	111.05	115.40	122.13	250.82

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社新東京開発	86,600千円	100%	環境プロデュース事業、建設解体工事事業、その他事業
株式会社エコロジスタ	10,000	100	環境プロデュース事業
株式会社新東京エナジー	30,000	100	新エネルギー事業

(注) 「主要な事業内容」欄については、セグメントの名称を記載しております。

### ③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社新東京開発	千葉県松戸市常盤平陣屋前3番地の21	553,677千円	1,249,555千円

#### (4) 対処すべき課題

当社は、今後以下の通り事業課題に戦略的に取り組んでまいります。

##### 1. 内部統制の取り組み

###### (i) 各種規程の整備及び運用

経営方針を明確にし、各種規程を整備し、それらを適切に周知・運用することで、不正・過誤の防止を図るとともに、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善に資する適切な内部統制システムを構築しております。

###### (ii) モニタリング強化

経営効率の向上及び経営の厳格化を図るべく、経営企画室を中心として内部監査規程に基づき、組織、業務及び財産の実態を監査しております。また、会計監査人及び監査役会と緊密に連携することで、その実効性をより強固なものにしております。

(1) 事業経営の有効性・効率性を高め、(2) 企業の財務報告の信頼性を確保し、(3) 事業経営に係わる法規の遵守を促し、(4) 資産の保全を図ることを目的として上記のような内部統制を構築しておりますが、今後、業容の拡大や経営環境に急務な変化が生じた場合にも迅速かつ適切に対応できるよう、内部統制の更なる強化に努めてまいります。

##### 2. 営業基盤の強化

当社は営業利益及び経常利益目標の達成を果たし、更なる営業基盤の強化を図るために、以下の課題を徹底いたします。

###### (i) 営業統括部の組織強化

毎月の月次営業予算を確実にクリアするため、営業担当者の営業力強化を目的とした研修体制を構築してまいります。

###### (ii) 既存プラントの更なる効率化

シントウキヨウマテリアルプラントにおける再資源化効率を更に高めることに注力してまいります。

##### 3. 経営基盤の拡充

更なる企業価値の向上を目指すためにも、以下の通り経営基盤の拡充を図る必要があります。

(i) 数値的規模の拡大を目指し、売上高、営業利益及び経常利益目標の確保を図ります。そのために予算管理等（数値管理、進捗管理、管理システムの有効性向上）を徹底いたします。

(ii) 経営資源の重要要素である人材については、社員教育や研修制度の充実、コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、1人あたりの生産性向上を図ります。

(iii)既存の事業基盤については、工場及び収集運搬のための車両・配車システムの構築、並びに安全管理を徹底のうえ、原価率低減に向けた創意工夫を推進いたします。

(iv)廃棄物の再資源化と環境負荷を軽減することを通じて積極的な社会貢献を目指してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2021年5月31日現在)

当社は、グループ会社の株式を保有することにより、子会社の事業戦略の実行支援、事業活動の管理、経営資源の最適化等、グループ全体の統括業務を行っております。

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2021年5月31日現在)

当社	本社：千葉県松戸市
----	-----------

#### (7) 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1名	△2名	39歳	0年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2021年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	50,000千円

(注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2021年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,170,200株  
(自己株式 789,800株を除く。)
- (3) 株主数 5名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉野 勝秀	3,958,000株	94.91%
株式会社 YOSHINO	142,000	3.41
林伸孝	40,000	0.96
株式会社 山科事務所	30,100	0.72
モーション株式会社	100	0.0

(注) 当社は、自己株を789,800株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉野勝秀	株式会社シントウキヨウエージェント代表取締役社長
取締役	小野澤歩	管理部長
取締役	千葉康一	株式会社エコロジスタ代表取締役社長
監査役	和泉秀樹	Air Style株式会社代表取締役 株式会社SERENDIPITY代表取締役
監査役	関原竜也	トゥーライフ合同会社代表社員
監査役	田中大輔	司法書士リアライズ法務事務所所長 株式会社ページワン・ネオ・バンク社外取締役

- (注) 1. 監査役和泉秀樹氏、監査役関原竜也氏及び監査役田中大輔氏の各氏は、社外監査役であります。  
 2. 監査役渡部和仁氏、監査役渡邊勉氏及び監査役五十島滋夫氏は、2020年8月28日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	分	員 数	報酬等の額
取締役		3名	50百万円
監査役 (うち社外監査役)		6 (5)	4 (3)
合計 (うち社外役員)		9 (5)	54 (3)

- (注) 1. 2013年8月23日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬等の年額は120百万円以内であり、監査役の報酬等の年額は12百万円以内であります。  
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 3. 当事業年度末現在の取締役の人数は3名、監査役の人数は3名であります。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役和泉秀樹氏は、Air Style株式会社の代表取締役及び株式会社SERENDIPITY代表取締役であります。なお、当社とそれ以外の各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役関原竜也氏は、トゥーライフ合同会社代表社員であります。なお、当社とそれ以外の各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役田中大輔氏は、司法書士リアライズ法務事務所所長及び株式会社ページワン・ネオ・バンク社外取締役であります。なお、当社とそれ以外の各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況	
監査役 和泉秀樹	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。また、開催された監査役会17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 関原竜也	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。また、開催された監査役会17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、企業法務全般等に関し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 田中大輔	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。また、開催された監査役会17回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、企業法務全般等に関し、司法書士及び行政書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 渡部和仁	2020年8月28日に退任するまでの当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席いたしました。また、開催された監査役会5回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 五十島滋夫	2020年8月28日に退任するまでの当事業年度に開催された取締役会5回すべてに出席いたしました。また、開催された監査役会5回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払金額
当社の会計監査人としての報酬等の額	11百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。なお、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に対して支払った対価はありません。  
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合に、監査役会は監査役全員の同意によって解任いたします。その場合、同条第3項に従い、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

なお、上記の場合のほか、会計監査人による適正な業務の遂行が困難であると認められる場合、当社は監査役会の同意を得て、若しくは監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当会社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当会社の業務の適正性を確保するために、以下のとおり体制を整備する。

#### ① 当会社の役員および従業員の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保する為の体制

イ) 当会社は、法令・定款および社会規範を遵守する為の「企業倫理規程」を制定し、全社に周知・徹底する。

ロ) 当会社の役員、従業員に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

ハ) 当会社は、内部通報制度を設け、当会社の従業員が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

ホ) 当会社は、「健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。」ことを宣し、当会社は、これに基づき、毅然とした態度で臨むものとする。

#### ② 当会社の取締役の職務の遂行に関わる情報の保存および管理に係る体制

イ) 取締役の職務の遂行に関わる情報については、法令および「文書管理規程」等に基づき、適切に保管および管理を行う。

ロ) 取締役および監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とする。

#### ③ 当会社の損失における危険の管理に関する規定その他の体制

イ) 当会社の「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する適切な評価・管理体制を構築する。

ロ) 当会社の事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

ハ) 当会社は、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

#### ④ 当会社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

当会社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

イ) 取締役会の意思決定機能および業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離する。

ロ) 「取締役会規程」、「組織・業務分掌規程」および「職務権限規程」を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。

ハ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

#### ⑤ 当会社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

イ) 取締役会は、当会社の経営計画を決議し、管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

ロ) 内部監査部門は、当会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

ハ) 経営企画室を関係会社担当部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行う。

⑥ 当会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当会社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項および当該従業員の当会社の取締役からの独立性ならびに当会社の監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項。

イ) 当会社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。

ロ) 当会社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理部および内部監査部門に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、イ) の従業員と合わせて監査職務補助者という。)

ハ) 当会社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるよう、その者の他の業務につき適切な配慮をしなければならない。

ニ) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当会社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。

ホ) 当会社の取締役は、上記イ) ないしニ) の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当会社内に公表することを要する。

⑦ 当会社の取締役等および従業員が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

イ) 当会社の取締役等は、当会社に関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。

- a 経営会議で審議された重要な事項
- b 業務報告会等で報告された重要な事項
- c 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- d 内部監査に関する重要な事項
- e 重大な法令・定款違反に関する事項

f その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

- ロ) 当会社の取締役等および従業員は、上記イ) のc、e およびf に関する重要な事実を発見した場合は、①のニ) のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。
- ハ) 上記 ロ) に基づき報告を行った取締役等および従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとする。
- ⑧ 当会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - イ) 当会社は、監査役がその職務の執行について、当会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - ロ) 監査役が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当会社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - ロ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - ハ) 監査役は、会計監査人および内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - ニ) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - イ) 信頼性のある財務報告の作成および内部統制が有効に機能するための体制を構築する。
  - ロ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備および運用を行う。
  - ハ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
  - ニ) 内部監査部門は、当会社の財務報告に係る内部統制について監査を行い、是正や改善の必要があるときには、当該主管部門および被監査部門は、速やかにその対策を講ずる。

## ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- イ) 当会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当会社の役員、従業員に周知徹底する。
- ロ) 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 当該体制の運用状況

### ① コンプライアンスについて

当社の取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう、会議等において適宜コンプライアンス情報を周知させ、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

### ② リスク管理について

当社は各種のリスクに対応した協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組んでいます。

### ③ 内部監査について

内部監査室が社内の内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、その結果を取締役、監査役に報告することにより、当社の問題点等を協議し解決を図っています。

# 貸 借 対 照 表

(2021年5月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	242,126	流 動 負 債	103,090
現 金 及 び 預 金	147,621	短 期 借 入 金	50,000
前 払 費 用	1,602	未 払 金	2,084
立 替 金	30,521	未 払 費 用	6,587
未 収 入 金	23,195	未 払 法 人 税 等	34,100
関係会社短期貸付金	50,000	預 り 金	7,553
貸 倒 引 当 金	△10,795	未 払 消 費 税 等	23
固 定 資 産	1,007,429	そ の 他	377
有 形 固 定 資 産	1,110	固 定 負 債	100,503
建 物 及 び 構 築 物	338	社 債	100,000
リ ー ス 資 産	772	そ の 他	503
投 資 そ の 他 の 資 産	1,056,319	負 債 合 計	203,594
関 係 会 社 株 式	583,677	(純 資 産 の 部)	1,045,961
関係会社長期貸付金	411,000	株 主 資 本	1,045,961
差 入 保 証 金	7,773	資 本 金	86,600
長 期 前 払 費 用	3,868	資 本 剰 余 金	467,077
資 产 合 计	1,249,555	資 本 準 備 金	75,600
		そ の 他 資 本 剰 余 金	391,477
		利 益 剰 余 金	1,195,619
		そ の 他 利 益 剰 余 金	804,141
		繰 越 利 益 剰 余 金	804,141
		自 己 株 式	△311,858
		純 資 産 合 计	1,045,961
		負 債 純 資 産 合 计	1,249,555

## 損 益 計 算 書

(2020年6月1日から)  
(2021年5月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	208,800
売 上 総 利 益	208,800
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	160,910
當 業 利 益	47,889
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	492
受 取 配 当 金	658,010
そ の 他	0
	658,502
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,856
社 債 利 息	300
支 払 手 数 料	9,566
そ の 他	300
	14,023
經 常 利 益	692,368
特 別 利 益	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	69,532
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	448
税 引 前 当 期 純 利 益	761,452
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	40,496
当 期 純 利 益	720,956

## 株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から)  
(2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	86,600	75,600	391,477	467,077	83,185	83,185	△49,335	587,527	587,527	
当 期 変 動 額										
当 期 純 利 益					720,956	720,956		720,956	720,956	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							△262,523	△262,523	△262,523	
当 期 変 動 額 合 計					720,956	720,956	△262,523	458,433	458,433	
当 期 末 残 高	86,600	75,600	391,477	467,077	804,141	804,141	△311,858	1,045,961	1,045,961	

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）は定額法、それ以外については定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

### 2. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

743千円

#### (2) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権

30,501千円

#### (3) 債務保証

下記の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

㈱新東京開発 471,661千円

㈱エコロジスタ 150,000千円

㈱シントウキヨウグロースキャピタル 1,108,046千円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

売上高 208,800千円

営業取引の取引高

地代家賃 3,301千円

その他の営業外取引高

受取利息 490千円

支払利息 449千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,960,000株	一株	一株	4,960,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	149,500株	640,300株	一株	789,800株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に照らして、事業に必要な資金を主に金融機関借入により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産により運用しております。デリバティブは、需要に伴う取引に限定して実施し、投機的な取引は一切行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する企業の株式であります。関係会社株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金は、関係会社に対する貸付金であります。これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

借入金は運転資金及び設備資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社では適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注) 2をご参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	147,621	147,621	—
(2) 関係会社長期貸付金 (1年以内含む)	461,000	461,000	—
(3) 未収入金	23,195	23,195	—
資産計	631,817	631,817	—
(1) 短期借入金	50,000	50,000	—
(2) 未払金	2,084	2,084	—
(2) 社債	100,000	99,940	△59
負債計	152,084	152,024	△59

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

##### 資産

###### (1) 現金及び預金、(2) 関係会社長期貸付金(1年以内含む)

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負 債

### (1) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 社債、(3) 長期借入金（1年内含む）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	583,677
差入保証金	7,773

関係会社株式、差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記算定対象には含めておりません。

## 6. 税効果会計に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 新東京開発	直接100%	業務受託 債務保証 債務被保証	業務受託	115,200	—	—
				利息の支払	449	—	—
				債務保証	471,661	—	—
	株式会社 エコロジスタ	直接100%	役員の兼任 業務受託 債務保証	業務受託	92,400	—	—
				資金の貸付	250,000	関係会社長期 貸付金	250,000
				利息の受取	490	—	—
				債務保証	150,000	—	—
	株式会社 新東京エナジー	直接100%	業務受託	業務受託	1,200	—	—
				事業協力金 の支払	—	立替金	30,128
	株式会社 ソトガヨウガロースキヤビル	直接100%	事業協力 債務保証	敷金の差入	3,301	敷金	3,301
				資金の貸付	211,000	関係会社長期 貸付金	211,000
				地代家賃の 支払	3,301	—	—
				債務保証	1,108,046	—	—
	株式会社 新東京ソイルゲート	直接100%	事業協力	事業協力金 の支払	—	立替金	372
	株式会社 グリーンシステムズ	直接100%	資金の融資 債務被保証	資金の回収	73,000	関係会社 短期貸付金	—

(注) 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託料については、業務の内容を勘案して決定しております。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 事業協力金については、業務内容を勘案して、協議のうえで決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	250円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	153円92銭

## 9. 重要な後発事象

当社は、2021年8月16日開催の取締役会において、2021年8月31日に開催する定時株主総会に「上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしました。

### 1. 上場廃止申請を行う理由および目的

当社は、経営の効率化と事業領域の拡大、そしてM&Aによる成長の促進を目的として2012年9月にTOKYO PRO Marketに上場いたしました。その後、新たな事業子会社の設立や事業会社の買収などを進め、当社グループの経営規模を着実に拡大し、企業価値を増大してまいりました。

一方で、上場を維持するための体制は、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の面において、年々強化が求められており、これらに対応するための体制やコスト負担は年々大きくなってきております。当社グループにおいても、2020年4月27日開示資料「四半期開示の中止に関するお知らせ」のとおり、管理部門における負担及びコストの軽減を目的として、従来行っていた四半期開示を中止し、中間及び通期の決算情報の開示に変更を行いました。

これら上場維持のコスト負担を踏まえると、TOKYO PRO Marketに上場し現在に至ることで、当社グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等も事業活動を通じて獲得される部分が大きくなり、上場を維持する必要性は相対的に減少していると判断し、これを決議し東京証券取引所へ上場廃止申請を行う事といたしました。

### 2. 定時株主総会の開催および今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会にて上場廃止申請の件を付議する予定です。

(1)招集通知発送日	2021年8月16日（月）
(2)定時株主総会開催予定日	2021年8月31日（火）
(3)上場廃止申請書の提出予定日	2021年8月31日（火）
(4)整理銘柄指定予定日	2021年8月31日（火）
(5)最終売買予定日	2021年9月29日（水）
(6)上場廃止予定日	2021年9月30日（木）

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20営業日後に上場廃止となる予定です。（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項および「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条）

### 3. 担当J-Adviserについて

上記日程により、当社がTOKYO PRO Market上場廃止の手続きを進めることに関し、担当J-Adviserであるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの間は担当J-Adviserとしての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年8月16日

株式会社新東京グループ<sup>®</sup>

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人  
東京都中央区

指定有限責任社員 公認会計士 関 和 輝 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 隆 伸 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新東京グループの2020年6月1日から2021年5月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年8月16日開催の取締役会において、2021年8月31日に開催する定時株主総会に「上場廃止申請の件」を付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年6月1日から2021年5月31までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月16日

株式会社新東京グループ 監査役会  
常勤監査役 和泉秀樹 印  
社外監査役 関原竜也 印  
社外監査役 田中大輔 印

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役1名選任の件

取締役千葉康一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
ちばこういち 千葉康一 (1971年8月27日)	2004年3月 株式会社新東京開発入社 2009年9月 株式会社エコロジスタ入社 2012年10月 同社代表取締役社長就任（現任） 2013年8月 当社取締役就任（現任）	一株

（注）取締役候補者の千葉康一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 第2号議案 上場廃止申請の件

当社は、経営の効率化と事業領域の拡大、そしてM&Aによる成長の促進を目的として2012年9月にTOKYO PRO Marketに上場いたしました。その後、新たな事業子会社の設立や事業会社の買収などを進め、当社グループの経営規模を着実に拡大し、企業価値を増大してまいりました。

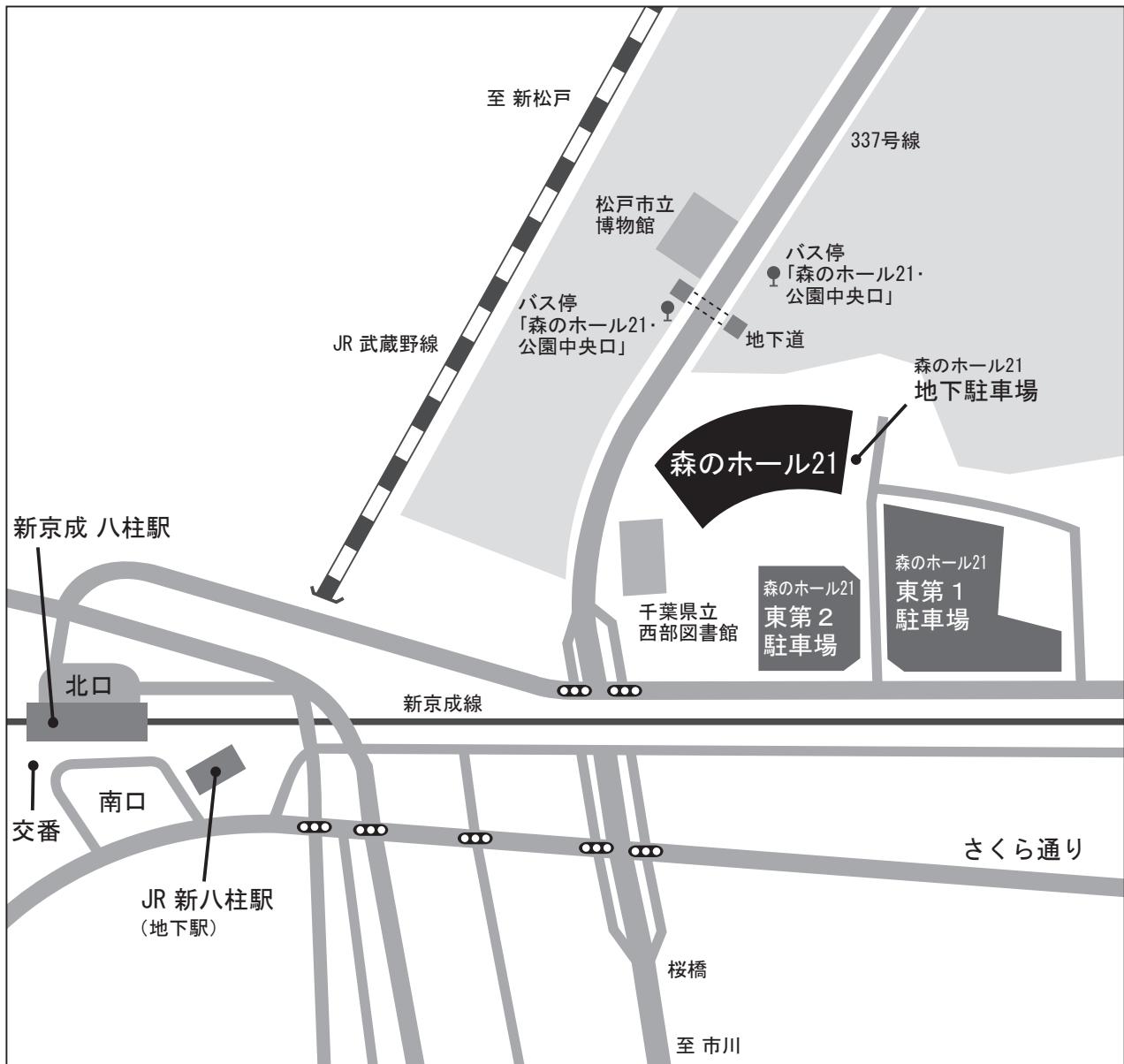
一方で、上場を維持するための体制は、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の面において、年々強化が求められており、これらに対応するための体制やコスト負担は年々大きくなってきております。当社グループにおいても、2020年4月27日開示資料「四半期開示の中止に関するお知らせ」のとおり、管理部門における負担及びコストの軽減を目的として、従来行っていた四半期開示を中止し、中間及び通期の決算情報の開示に変更を行いました。

これら上場維持のコスト負担を踏まえると、TOKYO PRO Marketに上場し現在に至ることで、当社グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等も事業活動を通じて獲得される部分が大きくなり、上場を維持する必要性は相対的に減少していると判断し、これを決議し東京証券取引所へ上場廃止申請を行う事といたしました。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 千葉県松戸市千駄堀646番地の4  
森のホール21 3階 大会議室  
電話 047-384-5050



交通 新京成線「八柱駅」から徒歩15分  
JR武藏野線「新八柱駅」から徒歩15分